

## ④海外医療費を抑えるためのポイントとは？

株式会社 プレステージ・インターナショナル

## 背景

1. 世界的な医療費の高騰
2. 医療費高騰に伴う各種保険料の高騰
3. 企業のグローバル化に伴う海外派遣社員数と企業内における派遣割合の増加
4. 今後医療費の上昇が見込まれる新興国への派遣社員数とその割合の増加

## 将来予想

将来において海外進出企業の医療関連費用の負担が増加するのは確実

## 検討ポイント

医療費増加に影響を及ぼす要因を分析の上、実行可能な施策を確実に社内で推進し実現していくことが必要

## 直接 医療費用

- 健康保険料
- 海外旅行保険料
- 現地保険料
- 実費負担（保険対象外等）
- 海外での健診、予防接種等の  
予防費用
- 海外での妊娠出産費用

## 付帯 サービス 費用

- 医療相談サービス費用
- メンタルヘルスサービス費用
- 緊急搬送サービス費用
- 通訳同行サービス費用

## 海外医療費 =

各種保険料や実費負担等の  
**直接医療費用**だけではなく、  
**付帯サービス費用**等も  
総合的に加味する必要あり。

# 1. 直接医療費用の最適化

- 海外進出企業の福利厚生体制として、健康保険、海外旅行保険、現地保険、実費負担等の単一もしくは複数利用が一般的である。
- しかしながら、これらの補償とサービスは、それぞれ効果を上げている一方、「海外出向者にとっての利便性」や「MECE（漏れなく・ダブリなく）」の観点から各種問題を内包している。
- また医療費の増加に影響を及ぼす要因としては、以下が考えられる。
  1. 本人負担比率が少ない : 軽度の症状でも通院するケースが増える
  2. 補償範囲が広い : 「赴任期間中に治せるものは治す」という意識が増長される。
  3. 平均年齢・子女の帯同率が高い : 病気にかかる頻度が高い。
  4. 都市部への派遣比率が高い : 医療サービスレベルもアクセスも優れているが、医療費水準も高い。

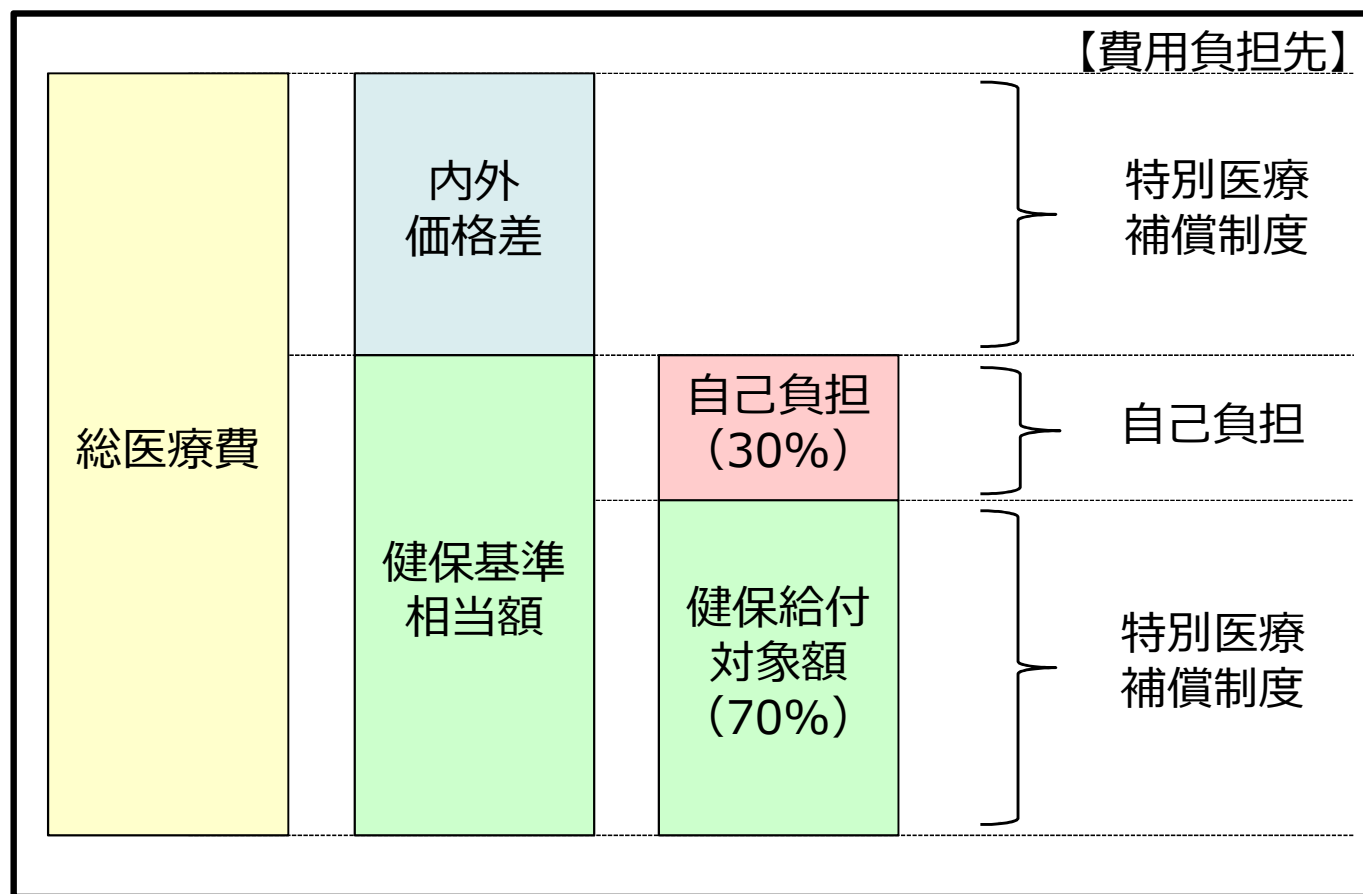
実行可能な  
施策

現状を最適化するために国内健康保険の活用をベースにした新たなソリューションを検討。また「本人負担比率」と「補償範囲」の検証を行い、福利厚生制度の見直しに着手する

# 施策①～新たな医療費支援モデル～



現地医療保険や海外旅行保険の保険料高騰により、健康保険組合の財政状況を勘案し、特別医療補償制度を組成しつつ、本人に一定の自己負担を課す方法で、医療費の抑制を目指す企業が増えている。



## 現状

- ・ 医療費を保険や実費支給等で全額負担する企業が少なくない。  
→民間企業大手50社中16社（32%）  
（旬刊「福利厚生データ」No.2025より参照）
- ・ 本人負担を設定している場合でも、国内勤務者の負担割合と比較すると低いケースが多い。

## 検討ポイント

少なくとも国内健保審査基準の3割相当分や現地医療保険の免責部分は本人負担とする等の制度変更が必要となる。

検討  
ポイント

補償範囲を国内健康保険給付基準とし、  
考慮が必要な現地事情は必要最低限とする。

例：日本と海外における保険適用範囲で差が  
最も大きい歯科において、  
現地事情との乖離が目立つポーセレン  
治療のみは補償対象とする等。

（海外ではポーセレンによる治療が一般的  
であるため、歯科が日本の健保基準に  
合う材料をストックしていない。  
取り寄せとなると、余計にコストがかかる）



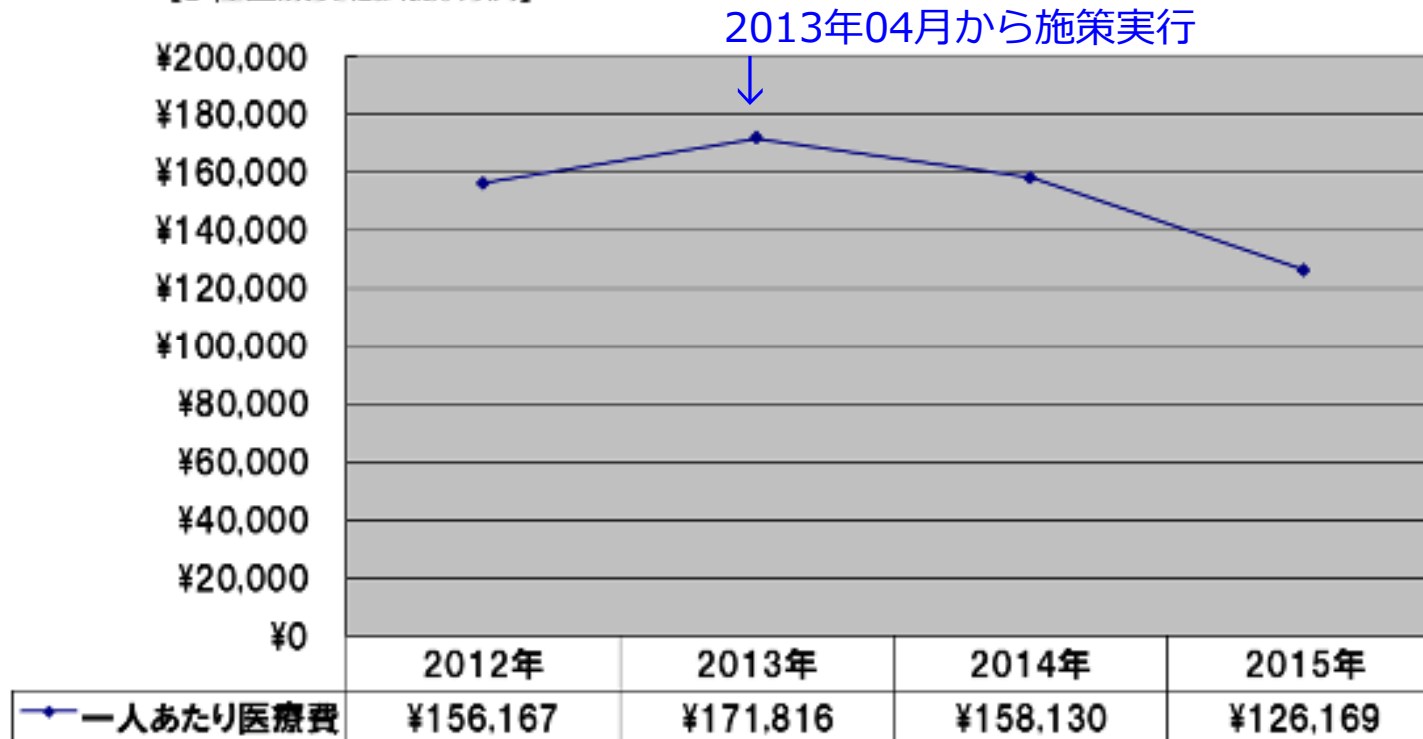
# 海外医療費低減成功例



最も海外医療費と関係性が高い、本人負担の導入及び適正な負担割合の設定を行うことが先決。

従来は国内健康保険給付基準に加えて、幅広く現地事情を考慮し補償範囲のほぼ全額を企業が実費負担していたが、段階的に補償範囲を見直し、本人負担を導入したことで海外医療費低減に成功している。

【D社医療費低減成功例】



【出典】 弊社取扱いデータ

## 2. 付帯サービス費用の最適化

## 【現状】

- 日本国内では受診を控えるような些細な傷病であっても、環境の異なる海外では不安感から即受診する傾向あり。
- 結果、海外医療費が上がり、実費負担や各種保険料に影響。

## 【改善提案】

- 海外での医療相談サービスを設けることで医学的見地からの適切なアドバイスが受けられる為、即受診が控えられる。  
(某医療相談サービス会社実績では、医療相談を受けた約70%の方が即受診を控えた)
- 結果、海外医療費抑制が可能となり、実費負担や各種保険料の抑制に寄与。
- 健保にて無償提供している場合もあるが、認知度が低い為、各企業にて利用促進に向けた働きかけが必要。

## 【現状】

- 生活環境変化によるストレス等により、自覚症状のないまま体調を崩し、受診時には手遅れとなるケースもあり。
- 傷病発生後の各種医療サポートは手当しているものの、予防観点からの健診については軽視されている傾向あり。

## 【改善提案】

- 各種健診サポートサービスの導入や産業医との連携によるフォロースキームの構築等により、定期ならびに任意での健診を本人まかせではなく組織的に実施することで、傷病の早期発見、早期対処が可能。
- 管理部門の従業員健康管理機能強化。受診促進と健康管理の両立が可能。
- 結果、医療費抑制が可能。

## 【現状】

- 多くの企業は万一の重篤ケースに備え、各種保険とは別にアシスタンス会社と契約。アシスタンス会社が自社でチャーター機、医師、薬品備蓄等のインフラを抱えている場合、稼働率向上のため、緊急手配件数が増加する傾向にある。
- 結果、企業のコスト負担が増加に繋がる可能性がある。
- 委託料（アクセスフィー＋ハンドリングフィー）  
（例：ハワイ→東京への緊急搬送ケース 実費＋フィー：1265万円）
- 搬送費用の実費については大きく変わりはないが、委託料はアシスタンス会社毎の違いが大きい。

## 【改善提案】

- アシスタンス契約の内容精査及びマーケットプライスの確認、比較検証を行うことで、コスト削減の余地が生まれる。

## 【現状】

- 主に中国では言葉の問題や医療機関へのアクセスの悪さ等から、通訳・同行サービスを付帯している企業が多いが、昨今の急激な経済発展に伴う環境改善や日本語対応可能な医療機関の増加等もあり、特に都市部においては、サービスを必要としないケースも増えている。
- ただ出向者にとっては利便性が非常に高いため、コスト志向の企業本社との間で、必要性の認識に乖離が見られる。

## 【改善提案】

- 地域によっては福利厚生上、必要不可欠なサービスであるため、派遣都市毎にサービスの必要性やコストパフォーマンス等を検証しながら、サービスの最適化を探ることが先決。

1. 赴任研修時の注意喚起
2. 赴任前や赴任中の健診の徹底及び産業医との連携によるフォロースキームの構築
3. 帰任前の利用制限（特に歯科疾病）
4. 高額利用者へのフォローアップ
5. 海外公的医療保険の活用

## ■ 部品メーカー様

<赴任国ならびに赴任者、帯同家族> ・米国：30名 ・中国：50名 ・シンガポール：20名  
計：100名

### ■ 現地保険料（米国）

45万円×30名 = 1,350万円

### ■ 海外旅行保険料（中国、シンガポール）

14万円×70名 = 980万円

### ■ 実費負担

歯科、既往症等の保険対象外費用：88万円

### ■ 緊急搬送サービス費用（全世界）：775万円

- ・年間基本委託料：200万円
- ・緊急搬送費用1件（実費+手配料）：575万円

### ■ 通訳同行サービス費用（中国）：175万円

- ・年間基本委託料：3万円×50名 = 150万円
- ・通訳同行サービス費用10件：25,000円×10件 = 25万円

■ 合計：3,368万円

### ■ 以下を一本化したトータルサポートプログラム

#### ■ 健康保険+上乘せ補償（医科・歯科・予防接種・妊娠 出産費用をカバー）：2,110万円

- ・米国：38万円×30名 = 1,140万円
- ・中国：15万円×50名 = 750万円
- ・シンガポール：11万円×20名 = 220万円

#### ■ 緊急搬送サービス（全世界）：530万円

- ・年間基本委託料：なし
- ・緊急搬送費用1件（実費+手配料）：530万円

#### ■ 通訳同行サービス（中国）：85万円

- ・年間基本委託料：15,000円×50名 = 75万円
- ・通訳同行サービス費用10件：1万円×10件 = 10万円

■ 合計：2,725万円

年間費用削減効果：-643万円



本PDFファイルに掲載している文章、画像、表、グラフなどのコンテンツの著作権は、株式会社プレステージ・インターナショナルまたは正当な権利を有する第三者に帰属しています。これらのコンテンツの一部または全部を著作権法第30条に規定する私的使用以外の目的で複製することはできません。

著作権者の承諾なしに本書の一部または全部をWebサイトに転載すると著作権法違反となり、3年以下の懲役、又は300万円以下（法人に対しては最高1億円）の罰金が課せられます。

著作権法第32条では、

「公表された著作物は、引用して利用することができる」と規定されていますが、その文章に続けて「その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上、正当な範囲内で行なわれるものでなければならない」と規定されています。

ただ単に出所を表示しただけでは、著作権法で定められた「引用」として扱われませんので、ご注意ください。